

所得税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 所得税法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 収入金額とすべき経済的な利益の価額が譲渡についての制限が解除された日における価額とされる承継譲渡制限付株式の範囲を、合併法人等の譲渡制限付株式又はその合併法人等との間に一定の完全支配関係がある法人の譲渡制限付株式とすることとする。（所得税法施行規則第19条の4関係）
- 2 法人の株主等が法人の合併又は分割型分割により合併法人等から交付される株式等の取得価額の計算方法の対象となる合併親法人等の株式について、その合併法人等とその合併親法人等との関係の細目を定めることとする。（所得税法施行規則第23条の2、第23条の3関係）
- 3 分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付すべき書類から特定口座年間取引報告書等を除くこととする。（所得税法施行規則第40条の10の2関係）
- 4 確定申告書の記載事項について、その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が確定申告書を提出する場合の簡便な方法によることができる事項及びその簡便な方法等を定めることとする。（所得税法施行規則第47条、第48条関係）
- 5 還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項について、確定申告書にその書類が添付されている場合においてその書類に記載されている事項につき当該明細書への記載を要しないこととされる書類に、未成年者口座年間取引報告書等を加えるとともに、所要の措置を講ずることとする。（所得税法施行規則第53条関係）
- 6 青色申告者が棚卸しを行う場合に作成することとされている棚卸表に記載すべき事項に、事業所得の基となる仮想通貨に関する事項を追加することとする。（所得税法施行規則第60条関係）
- 7 信託財産に係る利子等の課税の特例について、受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託の範囲に、その受益権を表示する受益証券が発行されていないもののうちその受益権の譲渡が制限されているものを加えることとする。（所得税法施行規則第72条の4関係）
- 8 給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票について、記載事項の細目及び書式の所要の整備を行うこととする。（所得税法施行規則第94条の2、別表第六（一）、別表第六（三）関係）
- 9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第53号）の一部

改正（第2条関係）

- 1 平成28年1月1日前にその都度告知等を要しないこととされている特例等の適用を受けている者が、平成31年1月1日以後最初に配当等の支払を受ける日等までに貯蓄取扱機関等の営業所の長等に行うこととされている個人番号又は法人番号の告知について、次の措置を講ずることとする。（所得税法施行規則の一部を改正する省令附則第49条、第51条、第52条、第54条～第59条、第87条関係）
 - (1) 告知期限を3年延長する。
 - (2) 貯蓄取扱機関等の営業所の長等が番号未告知者の個人番号を振替機関から提供を受けて確認した場合には、その番号未告知者からその貯蓄取扱機関等の営業所の長等に個人番号の告知があったものとみなし、その番号未告知者はその貯蓄取扱機関等の営業所の長等の告知事項の確認を受けたものとみなす。
 - (3) 貯蓄取扱機関等の営業所の長等が上記(2)の個人番号の確認をした場合には、その確認をした日後に支払をする配当等に係る支払調書等にはその確認をした個人番号を記載する。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日

この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）